

2025年5月29日

各位

会社名 株式会社ニューロマジック
コード番号 251A
上場取引所 東証 TOKYO PRO Market
福証 Fukuoka PRO Market
代表者名 代表取締役社長 CEO 黒井 基晴
問合せ先 取締役 CIO 石川 修一
T E L 03 - 3248 - 1424
U R L <https://www.neuromagic.com/>

業績連動型報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（会社法第 363 条第 1 項各号に掲げる取締役。ただし、社外取締役である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の業績連動型報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社の対象取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬（定期同額給与）、一定期間の譲渡制限を付して株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬から構成されており、その報酬額は、2024年5月31日に開催された当社の第30期定時株主総会において、金銭報酬額を年額9,000万円以内（うち社外取締役は年額900万円以内）、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額を年額3,000万円以内（発行される当社の普通株式の総数は年5万株以内）とご承認をいただいております。

今般、当社の対象取締役について、当社グループの業績向上に対する意識を一層高めることを目的として、金銭報酬額の範囲内で、新たに業績連動型報酬制度を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、各連結会計年度の業績の基準金額を毎年設定し、基準金額を超えた場合に、予め定めた算定方法に基づき算出された額を、毎年一定の時期に支給する業績連動型報酬制度です。

3. 本制度における報酬の算定方法

本制度における報酬の算定方法は、以下の通りとします。なお、2026年2月期における、連結営業利益業績基準金額を3,000万円とします。

$$\text{個別支給額} = (\text{連結営業利益実績金額} - \text{連結営業利益業績基準金額}) \times 0.2 \times \text{役位による係数}$$

(役位による係数)

役位	係数	対象となる役員の員数
代表取締役社長 CEO	0.46	1
取締役 COO	0.30	1
取締役 CIO	0.20	1
取締役	0.02	2

4. 支給金額の上限

1 事業年度の総支給額の上限は、2,000 万円とします。

(各取締役への個別支給額の限度額)

役位	限度額	対象となる役員の員数
代表取締役社長 CEO	9,200,000 円	1
取締役 COO	6,000,000 円	1
取締役 CIO	4,000,000 円	1
取締役	400,000 円	2

5. 支給の時期

支給金額は「3. 本制度における報酬の算定方法」に基づいて計算し、代表取締役社長 CEO が決定し、定時株主総会後に開催する臨時取締役会に報告します。この臨時取締役会の翌日から 1 ヶ月以内に各取締役に支給します。

6. 対象期間中に取締役が新たに就任した場合の取扱い

対象期間中に新たに就任した取締役については、取締役への個別支給額を在任月数で按分して支給するものとします。月の途中で新たに就任した場合には、1 ヶ月在任したものとみなして計算します。

7. 対象期間中に取締役が退任（死亡を含む）した場合の取扱い

対象期間中に退任（死亡を含む）した取締役については、在任月数で按分して支給するものとします。月の途中で退任した場合には、1 ヶ月在任したものとみなして計算します。なお、不正行為その他の重大な事由により株主総会で解任された場合には、本制度における報酬は支給しません。

8. 対象期間中に役位の変更があった場合の取扱い

対象期間中において役員の役位の変更があった場合は、事業年度末（2 月末）の役位に応じた個別支給額を支給します。

注記

1. 支給対象となる取締役は、法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する業務執行役員です。
2. 法人税法第 34 条第 1 項第 3 号イに規定する「当該事業年度の利益に関する指標」は、連結営業利益とします。
3. 法人税法第 34 条第 1 項第 3 号イ（1）に規定する「確定額」は、1 事業年度の総支給額の上限 2,000 万円を限度とします。

以上